

- 6、業務上に依る賃傷手當制度の即時確立
- 7、年二回の昇給及賞與を支拂ふ事
- 8、材料及石炭等の欠乏に依る休業期間中は本給額を支給する事
- 9、日曜修繕以外の不時災害修繕は其の期間中前記の日額を支給する事
- 10、四大節及起業祭並に中元等の休業期間中は會社の公休日として前項の日額を支給する事
- 11、前項公休日には酒肴料を支給する事
- 12、本問題に要せし賄計費は凡て會社側の負擔とする事
- 13、從來の米谷作市に依る中間請負制を廢止し會社職工間の直接請負とする事
- 14、回答は文書を以て之を行はるる事
- 15、回答文書届出場所は戸畠市明治町六丁目四三九三番地

法人協調會福岡出張所

- 16、皆勤手當の制定
- 17、忌引期間中の日給全額支拂の事
- 18、本件に關しては絶對に懲戒性者を出さざる事  

(八幡伸鐵株式會社労働條件改善  
貰期 成 同 盟)
- b、解決條件

- 1、從來翌月五日に支拂ふ事となり居れるを以て將來は確實に所定日に支拂ひを爲す尚ほ晝は一日繰上げずして一日繰下げる事
- 2、承認
- 3、拒絶
- 4、考慮
- 5、事業不振にて欠損額なる爲め要求に應じ難し
- 6、承認